

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

### 生活福祉資金貸付（福祉資金〔福祉費〕）の特例について

生活福祉資金（福祉資金〔福祉費〕）の貸付けについては、「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日付け厚生労働省発社援第0728第9号厚生労働事務次官通知）の別紙「生活福祉資金貸付制度要綱」（以下「要綱」という。）及び「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」（平成21年7月28日付け社援発第0728第13号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領」（以下「運営要領」という。）等により実施されているところであるが、今般の東日本大震災により被災した世帯に対する福祉費の貸付けについて、今般の補正予算により、下記のとおり特例措置を講ずることとしたので通知する。

#### 記

#### 第1 福祉費の対象経費

要綱第4の2（1）に定める福祉費の「日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用」は、運営要領第2の1に定める経費のほか、東日本大震災により被災した世帯の生活の復興のために一時的に必要なとなる経費（以下「生活復興支援資金」という。）を対象とする。

#### 第2 生活復興支援資金

##### 1 貸付対象

貸付対象となる世帯は、東日本大震災により被災した低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合も含む。）とする。

## 2 資金目的

生活復興支援資金は次の各号に掲げる費用として、貸し付ける資金をいう。

### (1) 一時生活支援費

生活の復興の際に必要な当面の生活費

### (2) 生活再建費

住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用

### (3) 住宅補修費

住宅補修等に必要な費用

## 3 貸付金額の限度等

貸付上限額、据置期間及び償還期間は、資金目的ごとに、それぞれ次表のとおりとする。

ただし、表中の貸付条件は目安であり、個別の状況により要綱第5の2(1)に定める額の範囲内で貸付けを行って差し支えないものとする。

資金目的	貸付上限額	据置期間	償還期間
一時生活支援費	(二人以上世帯) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内 貸付期間：6月以内[注]	最終貸付日から2年以内	据置期間経過後20年以内
生活再建費	80万円以内	貸付日(一時生活支援費とあわせて貸付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日)から2年以内	
住宅補修費	250万円以内		

注1 貸付申込時において、り災証明書又は被災証明書の提出が無い場合、貸付期間は3月以内とする。

注2 総合支援資金の生活支援費の貸付けを受けている世帯については、後述の第3の3によることとする。

## 4 貸付けの申込み

貸付申込者は、民生委員を経由せずに、借入申込書に次に掲げる書類を添えて直接、居住地の市町村社会福祉協議会を経由して、都道府県社会福祉協議会会長(以下「都道府県社協会長」という。)に提出することとして差し支えないこと。

ただし、災害を受けたこと等により市町村その他機関が当該書類の発行に日数を要すると認められる場合は、事後の提出を前提として借入申込みができるものとする。

- (1) 健康保険証、運転免許証、住民票など、借入申込者の氏名及び住所（現在の居所又は転居予定先の住所）が確認できるもの。
- (2) 課税（非課税）証明書、源泉徴収票など、借入申込者の世帯の収入状況が確認できるもの又は生活に困窮していることが確認できるもの。
- (3) 被災証明書、被災証明書など、東日本大震災により被災したことが確認できるもの。
- (4) 生活再建費及び住宅補修費の貸付けの際には、見積書など、必要とする費用が確認できるもの。後日、領収書を提示すること。
- (5) その他、都道府県社協会長が必要とするもの。

## 5 受付け及び貸付金の交付

- (1) 借入申込の受付けは、実施体制が整い次第、速やかに開始するものとする。
- (2) 受付期間は当分の間とする。
- (3) 貸付金の交付は、被災した世帯の状況に鑑み、速やかに行うものとする。

## 第3 生活福祉資金以外の施策等との関係

- 1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号。以下「災害弔慰金法」という。）その他の法令（条例を含む。）に基づく給付金若しくは貸付金、原子力発電所事故に伴う賠償金又は各種民間団体による義援金等の給付又は貸付けを受けている世帯についても生活復興支援資金の貸付対象とすることができる。それらの給付又は貸付けを受ける見込みがある世帯も同様とする。

ただし、災害弔慰金法に基づく災害援護資金の貸付け（以下「災害援護資金貸付」という。）を受けている、又は受けようとする世帯に対しては、原則として、住宅補修費の貸付対象としない。

なお、災害援護資金貸付で賄えない費用がある場合、災害援護資金貸付が行われるまでの間において早急に貸し付けなければならない事情がある場合など個別の事情に応じて住宅補修費を必要な限度で貸し付けることは差し支えない。

- 2 生活復興支援資金の貸付けを受けている世帯については、運営要領第2の1に掲げる、次の経費について、重複貸付の対象としないものとする。

ただし、都道府県社協会長が認める場合はこの限りではない。

- (1) 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
- (2) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費
- (3) 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費

3 要綱第4の1の(1)に掲げる総合支援資金(生活支援費)の貸付けとの関係は以下のとおりとする。

(1) 総合支援資金(生活支援費)の償還期間中(据置期間中を含む。)の世帯については、一時生活支援費の貸付け対象とすることができるものとする。

(2) 岩手県、宮城県及び福島県(以下「東北三県」という。)に居住している世帯のうち、総合支援資金(生活支援費)の貸付け期間中の世帯については、東北三県の各県社会福祉協議会会長は、特に必要と認める場合には、現に貸付けを実施している総合支援資金(生活支援費)の貸付け期間について、3月以内の延長をすることができることとする。

更に、総合支援資金(生活支援費)の貸付け終了後、必要に応じて、一時生活支援費の貸付けができるものとする。

なお、東北三県を除く各都道府県に居住している世帯については、総合支援資金の貸付け期間終了後において、必要に応じて一時生活支援費の貸付けができるものとする。

(3) 東北三県に居住している世帯のうち、総合支援資金の貸付けを受けていない場合においては、生活復興支援資金による貸付けを優先することとする。その貸付け期間の終了後、必要に応じて、総合支援資金の貸付けができることとする。

なお、東北三県を除く各都道府県に居住している世帯については、目的に応じて、総合支援資金又は生活復興支援資金のいずれかの貸付けを行うこととする。

4 失業等給付及び生活保護を受けている世帯は、一時生活支援費の貸付け対象としないものとする。

#### 第4 その他

本通知に特段の定めのないものについては、要綱及び運営要領等関係通知によることとする。